

## 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について（条例改正）

1. 改正の趣旨：「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」が令和6年3月29日付で公布（令和6年4月1日施行）され、地域包括支援センターの職員配置基準を柔軟化する改正が行われたことから、本市においても条例改正を行うものです。
2. 改正の内容：人員確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、職員配置の柔軟化を可能とします。

改正前	改正後
<u>常勤専任による職員配置</u> （職員配置基準は下記参照）	<u>①常勤換算方式による職員配置</u>  <u>②複数圏域の第1号被保険者（高齢者数）を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置を可とする</u> （次ページ改正イメージ図参照）  <u>※①②いずれも介護保険運営協議会が第1号被保険者数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案し必要と認めた場合</u>

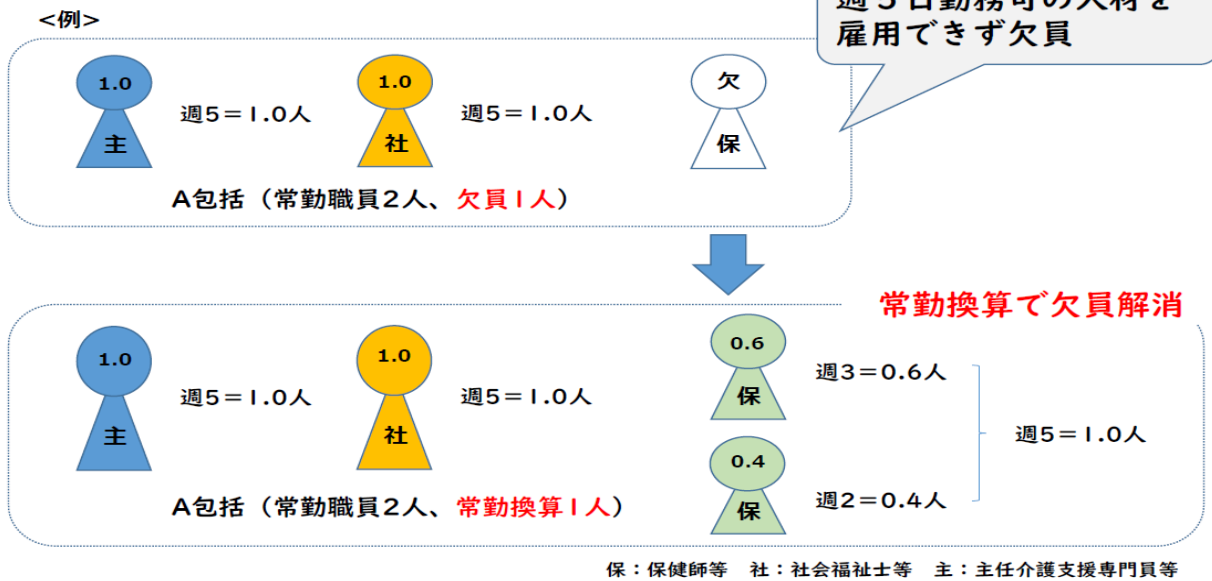
<職員配置基準> 3 専門職の配置 ○：保健師その他これに準ずる者  
 ◎：社会福祉士その他これに準ずる者  
 ●：主任介護支援専門員その他これに準ずる者

担当する区域における第1号被保険者数	人員配置基準	
	改正前	改正後
おおむね 3,000人～6,000人	○◎●各1人 計3人（常勤専任）	○◎●各1人 計3人（ <u>常勤換算方式</u> ）
おおむね 2,000人～3,000人	○1人、◎または●いずれか1人 計2人（常勤専任）	○1人、◎または●いずれか1人 計2人（常勤専任）
おおむね 1,000人～2,000人	○◎●のうちから2人 計2人（常勤専任）	○◎●のうちから2人 計2人（ <u>うち1人は常勤専任</u> ）
おおむね 1,000人未満	○◎●のうちから1人または2人 計1～2人（常勤専任）	○◎●のうちから1人または2人 計1～2人（ <u>常勤換算方式</u> ）

### 3. 改正のイメージ図

#### 改正のイメージ① 常勤換算方式による職員配置

##### 常勤換算方式による欠員の解消



#### 改正のイメージ② 複数圏域の高齢者人口に応じた3職種の配置

改正前	改正後
<p>6000人 a圏域</p> <p>6000人 b圏域      6000人 c圏域</p> <p>A市</p>	<p>増員による後方支援機能の強化</p> <p>情報共有・相互支援</p> <p>情報共有・相互支援</p> <p>情報共有・相互支援</p> <p>人材確保が困難な場合においても2職種は配置</p> <p>権利擁護など地域の課題に応じて特定の職種を手厚く配置</p> <p>合計=18000人</p> <p>A市</p>
<p>a、b、cそれぞれの圏域で3職種を配置</p>	<p>例：3つのセンターがある場合、どこかのセンターで社会福祉士がいなくても、違うセンターに2人いれば、合計3職種×3センター分の9人いることになるため、基準を満たす。(この場合でも最低2職種は必置)</p> <p>※3つの圏域の必要な専門資格と総配置人数は同じ</p> <p>(イメージ図は厚生労働省社会保険審議会資料から抜粋)</p>

【参考：古賀市地域包括支援センターの状況 令和6年12月現在】

圏域	担当区域における 第1号被保険者数	人員配置
第1地域包括支援センター	約7,000人	保健師2人、社会福祉士1人、主任介護支援 専門員1人 計4人（常勤専任）
第2地域包括支援センター	約5,000人	保健師（看護師）1人、社会福祉士1人、主 任介護支援専門員1人 計3人（常勤専任）
第3地域包括支援センター	約3,000人	保健師1人、社会福祉士1人、主任介護支援 専門員1人 計3人（常勤専任）

#### 4. 今後のスケジュール

令和6年12月19日 介護保険運営協議会に条例改正に関する説明

令和7年 3月議会 議案提出 ※令和7年4月1日施行に向けて調整  
古賀市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る  
基準等に関する条例の一部改正について